

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案新旧対照条文

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。</p> <p>四 六十一（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>四 六十一（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく</p>

		命令を含む。)の定めるところによる。	
	民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	
	官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	
	食品安全委員会	食品安全基本法	
(略)	(略)	(略)	(略)

		命令を含む。)の定めるところによる。	
	民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	
	食品安全委員会	食品安全基本法	
(略)	(略)	(略)	(略)